

令和5年度実施施策に係る事前分析表

令和5年12月
金融庁

目 次

基本政策Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

- 施策Ⅰ－１ マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・ 1
- 施策Ⅰ－２ 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・ 4
- 施策Ⅰ－３ 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）・・・・・・・・・・・・・ 5

基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上

- 施策Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・ 8
- 施策Ⅱ－２ 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・ 11

基本政策Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上

- 施策Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能 発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・ 15
- 施策Ⅲ－２ 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・ 18
- 施策Ⅲ－３ 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化・・・・・・・・・・・・・ 21

（横断的施策）

- １ デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応・・・・・・・・・・・・・ 24
- ２ サステナブルファイナンスの推進・・・・・・・・・・・・・ 27
- ３ 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応・・・・・・・・・・・・・ 29
- ４ その他の横断的施策・・・・・・・・・・・・・ 31

（金融庁の行政運営・組織の改革）

- １ 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化・・・・・・・・・・・・・ 34
- ２ 検査・監督の質の向上・・・・・・・・・・・・・ 36
- ３ 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革・・・・・・・・・・・・・ 37

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(施策Ⅰ－1)

施策名	マクロブルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施		担当部局名	総合政策局 国際室、リスク分析総括課、健全性基準室、検査監理官室、コンダクト監理官室、マクロ・データ分析監理官室、電子決済等代行業室 監督局 総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング室、協同組織金融室、保険課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課	
施策の概要	マクロ経済・金融市場の動向や金融機関を含む市場参加者の動向、資金フローの動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基に効果的な金融モニタリング(監督・検査)を実施する。		目標設定の考え方・根拠	企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大のためには、金融機関の健全性の確保を通じて、金融システムの安定性が維持されることが必要である。 また、世界的な物価上昇の影響が続いているほか、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化、地政学的リスクの増大に加え、デジタルイゼーションの進展など、金融業界を巡る環境が大きく変化していることを踏まえ、金融機関は持続可能なビジネスモデルを構築することが重要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・G20 サミット首脳宣言・行動計画(平成20年11月15日) ・G20 サントペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月6日) ・検査・監督基本方針(30年6月29日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定) ・令和5事務年度証券モニタリング基本方針(5年8月1日) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)	
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 [主要]金融行政方針に基づくマクロブルーデンスの取組	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	令和5年度	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析することが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。		
2 [主要]金融行政方針に基づく金融モニタリングの実施	金融行政方針に基づく金融モニタリングを実施	令和5年度	モニタリング担当部局(総合政策局リスク分析総括課、監督局等)が緊密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。		
3 [主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	令和5年度	金融機関の健全性を確保するためには、金融システムの潜在的リスクの分析や金融機関の株式・金利リスクの管理体制等の検証等を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を図ることが重要であることから、指標を設定した。		

4	[主要]各業態の健全性指標	令和3年度各業態の比率の水準維持	令和5年度	当該指標は金融機関の健全性を示すものである。令和4年度も令和3年度の水準を維持すれば、健全性が確保されているとすることができるため、指標を設定した。
5	グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	令和5年度	グローバルなシステム上重要な銀行等に対し、マクロプルーデンスの取組を踏まえ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。
6	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	令和5年度	国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているのか、また、外部環境の変化に対して機動的に対応可能な経営管理・リスク管理が行われているか等との観点から、リスク管理及びリスクテイク戦略の高度化を促すため、指標を設定した。
7	大手証券会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、ガバナンス機能の発揮や経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施	令和5年度	大手証券会社グループについては、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮やグローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備に向けた取組を促すことが重要であるため、指標を設定した。
8	大手保険グループに対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施	令和5年度	大手保険グループについては、グループ・グローバルのガバナンスやリスク管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)				
(1) 金融機関等検査経費	172 (20)	173 (21)	147 (58)	130	2	銀行法その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性及適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。	-	
(2) 金融検査に関する広報経費	-	-	-	-	2	金融検査手法の向上や、金融検査に関する情報を周知・広報(パンフレット作成、翻訳等)するために使用する経費。	-	
(3) モニタリング支援情報整備・活用経費	61 (56)	61 (55)	35 (34)	46	2	ミクロ／マクロ・ブルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。	0001	
(4) リスク計測参照モデル関係経費	17 (17)	17 (17)	17 (17)	17	2	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。	0001	
(5) デジタルフォレンジック関連システム経費	6 (5)	5 (5)	5 (6)	8	2	検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。	0001	
(6) 検査等一般事務費【再掲(施策Ⅲ-1)】	-	-	-	-	2	金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。	-	
(7) 自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	2 (0)	3 (0)	3 (0)	-	2	自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の採用を承認した金融機関及び承認を希望する金融機関からの報告内容の分析・検証等に必要な経費。	0001	
(8) データ分析を通じた企業に対する金融面でのコロナ対応策の検討経費	- (296)	136 (136)	-	-	2	コロナが企業財務に与える影響を把握するため、大手調査会社の企業財務データ等を購入するための経費。	0003	
(9) 企業データ分析を通じた金融支援実施経費	-	-	89 (89)	60	2	企業データ分析を通じた金融面での支援策の検討経費。	0003	
(10) 顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた調査に必要な経費	5 (3)	-	-	-	2	顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準等を把握し、金融機関に対するモニタリングや「見える化」に関する具体的な取組に反映させていく。	0001	
施策の予算額・執行額	263 (397)	395 (234)	296	261	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・G20サミット首脳宣言・行動計画(20年11月15日) ・G20サントペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月6日) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(4年6月7日閣議決定)			

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(施策Ⅰ-2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備				担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課、健全性基準室 監督局 監督調査室、信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課		
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。				目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針 等		
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のためのルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実					政策評価実施予定時期	令和6年6月	
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
1 [主要] 国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等	パーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICS Ver2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）を踏まえ主要論点の暫定決定を行う等た国内規制の検討	令和5年度		平成29年12月に最終合意がなされたパーゼルⅢを踏まえ、我が国金融機関の健全性を適切に確保するための規制を検討し、導入・実施する必要があることから、指標を設定した。 また、保険会社については、IAISによるICS Version2.0の公表を踏まえ、国内制度の検討及び整備を進める必要があるため、目標を設定した。				
2 [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	金融システムの混乱の回避	令和5年度		金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。				
3 名寄せデータの精度	預金保険機構等との連携による名寄せデータ整備状況を検証	令和5年度		預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況を検証することが、預金取扱金融機関の名寄せデータの精度の維持・向上につながることから、指標を設定した。				
事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号	
	2年度 （百万円）	3年度 （百万円）	4年度 （百万円）	5年度 （百万円）				
(1) 金融危機管理経費	8 （-）	8 （-）	8 （-）	8	2	預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。	0004	
(2) 保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度調査事業	0	0	0	10 (10)	1	新たな健全性規制を導入した場合に生じる保険会社の経営行動の変化と、その市場への影響について、その調査を外部専門業者に委託するためのもの。	0005	
施策の予算額・執行額	8 （-）	8 （-）	8 （-）	8	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）		特になし	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(施策Ⅰ－3)

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施(特にコロナ後を見据えた取組の実施)			担当部局名	監督局 監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、 銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画 室、地域銀行モニタリング室 企画市場局 信用制度参事官室
施策の概要	コロナ後を見据え、金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、顧客本位の良質なサービスの提供に必要な制度・環境整備の構築を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。			目標設定の 考え方・根拠	・地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することが重要であり、これがひいては地域金融機関自身の事業基盤の存立に関わる問題であると再認識する必要がある。 ・金融庁は、こうした観点から、資金繰り支援にとどまらない、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の徹底を金融機関に促すとともに、金融機関の事業者支援能力向上の後押しや事業者の持続的な成長を促す融資慣行の形成を通じて、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいく。 【根拠】 ・2023事務年度金融行政方針(令和5年8月29日)等
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	基準値	目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度			
1 貸出態度判断D. I.	15	令和5年3月	前年同期 (令和5年3月) の水準を維持	令和6年3月	中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を把握するため、指標を設定した。
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
2 [主要] 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援を促進	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進	令和5年度	社会経済活動の正常化が進みつつある一方、原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者が数多く存在している中、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいけるよう、金融機関の事業者支援の徹底を促すため、指標を設定した。		
3 [主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進とその環境整備	金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築を通じた将来にわたる健全性の維持及び金融仲介機能の継続的な発揮に向けた取組の促進、ガバナンスと人的資本に着目した対話の実施	令和5年度	地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタル化の進展など、大きく変化していることを踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築に向けて具体的かつ有効な取組を促すとともにその環境を整備するため、指標を設定した。		

4	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合の「経営強化計画」、「実施計画」の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定をした金融機関に対する適切なフォローアップの実施	金融機能強化法に基づき「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」、「資金交付制度」の活用等の申請を受けた場合に、「経営強化計画」、「実施計画」を適切に審査し、同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」を認定した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期ごとに公表	令和5年度	金融機能強化法に基づき資本参加・資金交付を受ける金融機関は、地元企業等への資金繰り・本業支援等を通じて、地域経済の活性化に寄与していくことが重要であり、こうした取組の効果等を確認・促進するにあたり、金融機能や経営基盤の強化に向けた取組状況や金融仲介機能の発揮状況を適切にフォローアップしていく必要があるため、指標を設定した。			
	5	経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組みの促進	「経営者保証改革プログラム」(4年12月公表)の実行を推進	令和5年度	経営者保証ガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、再チャレンジ、さらには創業を志す者の起業意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。一方で、経営者保証は、経営の規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面があるが、スタートアップの創業や経営者による思い切った事業展開を躊躇させる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、様々な課題も存在する。こうした観点から、経営者保証に依存しない融資慣行の確立は重要な課題であるため、指標を設定した。		

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)				
(1) 関係機関等との連携強化に必要な経費	11 (4)	11 (2)	11 (5)	9	3	地域企業の現状・産業構造などに関する幅広い情報収集とそれに基づく関係構築を目的に、金融庁職員を全国各地に派遣するための旅費。	—	
(2) 地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査研究に必要な経費	2 (0)	31 (30)	15 (14)	15	3	地域金融機関の金融仲介の取組み等に対する顧客評価を確認するため、地域金融機関等をメインバンクとする中小・小規模事業者に対しアンケート調査を実施するための経費。	0006	
(3) Regional Banking Summit開催経費	24 (25)	24 (20)	18 (15)	15	3	地域経済活性化に向けて地域金融に求められる役割について、全国の多様なバックグラウンドを持つ者が議論する場を設けるためのイベントの運営を委託するための経費。	0006	
(4) 金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1	3	融資先企業へのヒアリングや金融機関へのモニタリング等を通じて得られた事実を踏まえ、金融仲介を含むビジネスモデルのあり方について外部有識者に議論していただくため、会議を開催するための経費。	0006	
(5) 事業再生の実務効率化や手法確立に向けた調査研究に必要な経費	—	—	29 (24)	90	3	金融機関による事業者の経営改善支援を効率化するため、AIやICT技術を活用し、事業者の早期かつ負担の少ない形での経営改善を実現するための調査研究及び業種別の経営改善手法の確立に向けた調査研究を実施するための経費。	0006	

地域企業経営人材マッチング促進事業に必要な経費 (6)	—	3,063 (410)	1,931 (451)	837	3	大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするため、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が大企業の人材リストを整備し、当該リストを活用して経営人材を確保した地域企業に一定額の給付を行う事業に対して当該事業の実施に必要な費用や、地域の実情や中小企業の経営の実態を事前に理解する機会（研修・ワークショップ）の提供や先行例・優良事例の広報を推進する事業に対して補助を行うための経費。	0007
金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費 (7)	15 (0)	15 (0)	15 (0)	14	4	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	0006
施策の予算額・執行額	53 (29)	3,146 (462)	2020 (509)	981	施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2019（元年6月21日閣議決定） ・成長戦略フォローアップ（2年7月17日閣議決定）	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施				担当部局名 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課
施策の概要	国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。				目標設定の考え方・根拠 国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。 【根拠】 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) ・金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) ・消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) ・金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) ・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) ・消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) ・未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) ・高齢社会対策大綱(30年2月16日閣議決定) ・未来投資戦略2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—(30年6月15日閣議決定) ・「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的なとりまとめ)(30年7月3日) ・認知症施策推進大綱(令和元年6月18日) ・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書—顧客本位の業務運営の進展に向けて—(2年8月5日) ・資産所得倍増プラン(4年11月28日新しい資本主義実現会議) ・金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告(4年12月9日) ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂)(5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(5年6月16日) ・経済財政運営と改革の基本方針2023(5年6月16日) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)
達成すべき目標	国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること				政策評価実施予定時期 令和6年6月
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
1 [主要] NISA口座の開設数	1,804万口座	令和4年度	3,400万口座	令和9年度	国民の安定的な資産形成を促進するためには、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組を促進することが重要であるため、「NISA口座の開設数」を指標として選定した。

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
2	[主要] 新しいNISA制度の普及・活用に向けた取組状況	①「NISAの利便性向上等」に係る税制改正要望提出 ②新しいNISA制度の普及・活用に向けた取組の実施	令和5年度	国民の安定的な資産形成を促進するためには、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組を促進することが重要であるため、「NISAの利便性向上等」に係る税制改正要望提出」及び「新しいNISA制度の周知、広報活動の拡充」を指標として選定した。
		金融経済教育推進機構の設立	令和6年度	金融経済教育の充実を通じて国民の金融リテラシー向上を図る観点から、国全体として金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための中立的な組織となる「金融経済教育推進機構の設立」を選定した。
		安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定	令和5年度	国全体として資産形成に必要な施策を推進する観点から、「安定的な資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定」を選定した。
		金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践	令和5年度	金融機関における顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、取組の「見える化」を促進することが重要であるため、3年1月に改訂された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した上で、各原則との対応関係が明確に示されている取組方針や取組状況等を策定・公表し、「金融事業者リスト」に掲載された金融事業者数を参考指標として選定した。
		①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施(各金融機関に対するアンケート調査の公表等) ②後見制度支援預貯金等の導入状況の調査の公表 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する ④金融機関における旧姓名義による口座開設等への対応状況のフォローアップ	令和5年度	金融サービス利用者の安全性・利便性がより一層図られるためには、金融機関の取組を継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。
		資産運用立国の実現に向けた各種施策の実践	令和5年度	「成長と分配の好循環」を実現するためには、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進することが重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) 金融税制調査等経費	9 (3)	8 (2)	7 (5)	7	2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査等	-
(2) 資産形成の意義に係る広報イベント等経費	3 (0.8)	3 (0)	2 (0.2)	2	2	NISAの広報等に必要経費	0009
(3) 貯蓄から投資にシフトさせるための情報発信に必要な経費	5 (3)	13 (11)	7 (4)	7	2	動画コンテンツ作成経費	-
(4) 金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	11 (4)	9 (3)	11 (11)	6	2	パンフレット等の作成・印刷・配布経費	-
(5) 金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	3 (2)	2 (0.1)	2 (0.1)	2	2	シンポジウム等の開催経費	0009
(6) 金融知識普及施策奨励経費	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2 (0.1)	0.2	2	金融知識普及功績者表彰に関する経費	0010
(7) 金融教育の推進のための経費	5 (5)	5 (1)	5 (0)	5	2	教材作成のための経費	0009
(8) 金融経済教育推進のための調査研究等経費	1 (1)	-	-	300	3	海外の取組状況を調査研究するための経費	0011
施策の予算額・執行額	37.2 (18.9)	40.2 (17.2)	34.2 (20.4)	329.2	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	- 金融経済教育研究会報告書(25年4月30日公表) - 消費者教育の推進に関する基本的な方針(25年6月28日閣議決定) - 金融・資本市場活性化に向けての提言(25年12月13日公表) - 金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)(26年6月12日公表) - 消費者基本計画(27年3月24日閣議決定) - 未来への投資を実現する経済対策(28年8月2日閣議決定) - 未来投資戦略2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—(29年6月9日閣議決定)	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(施策Ⅱ-2)

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施		担当部局名	監督局 監督調査室、総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、証券課 企画市場局 調査室、信用制度参事官室、企業開示課 総合政策局 リスク分析総括課、フィンテック参事官室、ADR室、貸金業室、金融トラブル解決制度推進室 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課、開示検査課	
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。		目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日多重債務者対策本部決定) ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画(27年3月24日) ・顧客本位の業務運営に関する原則(29年3月30日) ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画(令和4年3月25日閣議決定) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)	
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	基準値	目標値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度			
[[主要] 1 利用者保護のための制度整備の進捗状況	所要の政令・内閣府令等の整備等	令和5年度	引き続き、利用者保護に向けた制度整備を図ることが重要であるため。		
[[主要] 2 預金取扱金融機関における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行うとともに、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	令和5年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。		

[主要] 3 保険会社等における更なる態勢整備	保険会社等における更なる態勢整備(法令遵守、保険契約者の保護を徹底して求めていくとともに、必要に応じて監督指針等を改正し、監督上の着眼点の明確化を行いながら、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	令和5年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
[主要] 4 日本郵政グループにおける更なる態勢整備	顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	令和5年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
[主要] 5 金融商品取引業者等における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う	令和5年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
[主要] 6 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行うとともに、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う	令和5年度	金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が図られるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
[主要] 7 無登録業者等に対する適切な対応	無登録業者等による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	令和5年度	無登録業者による投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。

8	相談室相談員の研修受講状況	5回	令和4年度	5回	令和5年度	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。
9	金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	2回	令和4年度	2回	令和5年度	金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 平成23年2月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に1回程度のペースにて開催することについて合意された。
10	多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う		令和5年度		多重債務者などが多重債務相談窓口を確実に認知できるよう、効果的な周知・広報活動に努める必要があることから、測定指標として選定した。
11	財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施	各財務局において実施		令和5年度		各財務局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施を通じて、自治体の相談体制の強化を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。
12	ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況	連携強化に向けた取組を行う		令和5年度		多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関が適切に連携することが重要であることから、測定指標として選定した。
13	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う		令和5年度		インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組が重要であることから、そうした取組を促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
14	不正利用口座への対応状況	金融機関において利用停止等の措置を実施		令和5年度		振り込み詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
15	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金の状況	振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金について返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促す		令和5年度		振り込み詐欺救済法に基づく被害者への返金については、官民一体による返金制度の周知を徹底するとともに、被害者への返金状況等の把握を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
16	暗号資産交換業者における態勢整備	暗号資産交換業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す		令和5年度		暗号資産を取り巻く環境は変化しており、イノベーションに配慮しつつ、利用者保護の確保に向けて、暗号資産交換業における態勢整備が引き続き重要となっているため。

事務事業に関連する 予算等の項目		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
		2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)				
(1)	検査等一般事務費 【再掲(施策Ⅲ-3)】	17 (5)	20 (3)	20 (9)	20	7	金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	-
(2)	証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費) 【再掲(施策Ⅲ-3)】	41 (21)	43 (21)	42 (34)	42	7	不正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	-
(3)	金融サービス利用者相談 室職員に対し継続して研 修を実施	0.3 (0.04)	0.4 (0.03)	0.4 (0.04)	0.3	8	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。なお、経費については開発研修室で一括計上をしている。	-
(4)	金融トラブル連絡調整協 議会等の開催	0.4 (0.1)	0.6 (0.2)	0.6 (0.2)	0.6	9	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。	0013
(5)	改正貸金業法に係る制度・ 多重債務者対策に関する 広報経費	22 (11)	12(9)	12(10)	12	10,11	多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びリーフレットの作成及び配布、インターネット広告等の実施、相談員等向け研修の実施。	0009
施策の予算額・執行額		80.7 (37.1)	76 (33.2)	75 (53.6)	74.9	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	特になし	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(施策Ⅲ－1)

施策名	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	担当部局名	企画市場局 市場課、企業開示課 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課 監督局 銀行第一課、証券課 証券取引等監視委員会事務局 証券検査課	
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。	目標設定の考え方・根拠	持続的な経済成長に向け、家計に眠る預貯金を投資へ繋げることで、成長の果実が資産所得として広く国民に還元され、国民の資産形成と更なる投資や消費に繋がる「成長と資産所得の好循環」を実現していく。 そのために、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化など、資産運用立国の実現に向けた取組を推進するとともに、国内外への積極的な情報発信を行う。 また、スタートアップの資金調達や、非上場株式の保有者の換金と新たな投資を円滑化するため、非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引活性化に向けた環境整備に取り組む。 【根拠】 ・金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告（平成28年12月22日） ・「市場構造専門グループ報告書ー令和時代における企業と投資家のための新たな市場に向けてー」（令和元年12月27日） ・「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(2年3月24日再改訂) ・「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(2年12月8日閣議決定) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第一次報告(2年12月23日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」最良執行のあり方等に関するタスクフォース報告書(3年6月2日) ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(3年6月11日再改訂) ・「投資家と企業の対話ガイドライン」(3年6月11日改訂) ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム(5年4月26日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告(3年6月18日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2022」について」(4年6月7日閣議決定) ・「規制改革実施計画」(4年6月7日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(4年6月7日閣議決定) ・「フォローアップ」(4年6月7日閣議決定) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(4年6月13日、4年12月27日) ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(4年6月17日改訂) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理(4年6月22日) ・2023事務年度 金融行政方針(5年8月29日) ・「スタートアップ育成5か年計画」(4年11月28日) ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次中間整理(4年12月21日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的質上げの実現」(5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(5年6月16日閣議決定) ・「成長戦略等のフォローアップ」(5年6月16日閣議決定) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)	
達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること		政策評価実施予定時期	令和6年6月

測定指標		目標	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
		目標年度		
1	〔主要〕 コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況	「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を踏まえた取組の実施、人的資本等に係る非財務情報の開示の充実	令和5年度	企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の深化が重要であるため指標を設定した。
2	〔主要〕 「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談について、内容・ニーズに応じて的確に対応	令和5年度	「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談に適切に対応し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくことが、国際金融機能の確立に向けた観点で重要であることから測定指標として設定した。
3	海外プロモーション活動等の取組状況	国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う	令和5年度	国際金融センターの実現に向け、海外プロモーション活動等の取組が重要であるため指標として設定した。
4	市場機能強化に向けての施策の取組状況	非上場株式のプライマリー市場の整備に向けた株式投資型クラウドファンディングの拡充や特定投資家私募制度の利用促進、少額募集の在り方の検討、セカンダリー市場の整備に向けた特定投資家向けの非上場株式の私設取引システム(PTS)に係る認可要件の緩和に向けた検討など	令和5年度	市場機能の強化に必要な施策を着実に実施していくことが重要であるため測定指標として設定した。
5	清算・振替機関等における財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	清算・振替機関等に対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	令和5年度	信頼性の高い市場インフラの構築及び市場の利便性向上のため必要であることから測定指標として設定した。
6	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組みのフォローアップなど	令和5年度	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上のため必要であることから測定指標として設定した。

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) コーポレートガバナンスの 更なる推進に係る事業	14 (9)	13 (7)	14 (8)	5	1	投資家側と会社側双方から、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上が促されるよう、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、コーポレートガバナンス改革の深化に向けて、必要な施策を議論・検討し、積極的な対外発信を行う。	0015
(2) 店頭デリバティブ取引情報の 蓄積・分析システム関連 経費	31 (31)	37 (37)	52 (52)	44	5	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・運営を行うもの。	0015 デジタル庁0001
(3) 英語発信力強化のための 経費	225 (217)	232 (225)	197 (175)	152	3	英語ワンストップ窓口において、当庁宛の海外からの問い合わせを一括で受け付けるための体制整備、金融関係法令やガイドラインをはじめとする主要な公表物の英語版の作成・公表等、英語発信力強化のための取組を行う。	0016
(4) 不動産投資市場の持続的 な成長の実現に向けた取 組のための経費	0.2 (0.2)	0.2 (0)	0.2 (0)	0.2	5	不動産投資市場の持続的な成長の実現に向け、関係省庁・業界団体等と連携しヘルスケア事業者向けの説明会を実施するもの。	-
施策の予算額・執行額	103.2 (76.2)	290.2 (271.2)	301.2 (285)	279.2	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023について」(5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(5年6月16日閣議決定) ・「成長戦略等のフォローアップ」(5年6月16日閣議決定)		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令3(施策Ⅲ-2)

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施		担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会	
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。		目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(平成25年6月19日) ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(28年3月8日、令和3年11月12日) ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日) ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」(30年7月5日) ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」(3年11月19日) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023について」(5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(5年6月16日閣議決定) ・「成長戦略等のフォローアップ」(5年6月16日閣議決定) ・2023事務年度 金融行政方針(5年8月29日)	
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 [主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日)を踏まえた取組の促進	企業情報の開示の充実に向けた取組の実施(サステナビリティ情報を含む)	令和5年度	企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえた取組を、円滑に実施することができるように働きかけることが必要であることから、測定指標として選定した。		
2 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	令和5年度	市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。		
3 [主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上	国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進等の取組を推進	令和5年度	企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。		

	4	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化		令和5年度	適正な会計監査の確保のため、態勢・環境整備に向けた取組を行う必要があることから、測定指標として選定した。		
	5	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施		令和5年度	適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な検査・監督を実施する必要があることから、測定指標として選定した。		
	6	優秀な会計人材確保に向けた取組の実施状況	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施		令和5年度	優秀な会計人材確保に向けて、公認会計士試験及び各種の広報活動を実施することが重要であると考えられることから、測定指標として選定した。		
	7	国際会計人材ネットワークの登録者数	国際的な会計人材の育成に向けた取組を推進		令和5年度	IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材育成等を目的とした国際会計人材ネットワークの登録者数の増加は、我が国の会計基準・会計監査の質の向上に資することから、測定指標として選定した。		
測定指標			基準値		目標値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準年度		目標年度			
8	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(システムの保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。)		100%	令和4年度	99.9%以上	令和5年度	投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を測定指標として選定した。また、システムの安定運用に努めるため、目標とするサービスレベルを99.9%以上とした。	

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) 有価証券報告書等電子開示システム経費(運用)	505 (505)	692 (633)	547 (537)	511	8	EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	デジタル庁0001
(2) 有価証券報告書等電子開示システム経費(開発)	267 (264)	281 (274)	293 (298)	159	8	EDINETのシステム再構築及び企業内容等の開示に係る制度改正に伴うEDINETの改修等を行うもの。	デジタル庁0001
(3) 公認会計士試験実施経費	67 (44)	66 (60)	64 (61)	64	6	公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。	0014
(4) 企業財務諸制度の整備	23 (18)	23 (20)	23 (0)	23	3	国際会計基準の議論に關しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	0016
(5) サステナビリティ報告の諸制度の調査等	—	—	130 (113)	20	1	国際サステナビリティ基準の議論に關しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	0018
(6) 懲戒処分経費(参考人等旅費)	0.2 (0)	0.2 (0)	0.2 (0)	0.2	5	公認会計士・監査法人に懲戒処分等事由に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣(金融庁長官に委任)は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、対象の公認会計士・監査法人のほか、参考人等に出頭を求めることもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。	—
(7) 課徴金制度関係経費	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	5	公認会計士法に定められた課徴金制度において、被審人に与えられた種々の権利を保障するとともに、課徴金制度の適正かつ迅速な運営を確保するために必要な経費。	0019
(8) 監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	22 (0)	21 (1)	25 (12)	22	4, 5	公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費(金融機関等検査旅費)。国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費(職員旅費(外国旅費)、金融機関等検査旅費)。	—
施策の予算額・執行額	885.2 (831)	1,084.2 (988)	1,040.2 ()		施策に關係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・「経済財政運営と改革の基本方針2023について」(5年6月16日閣議決定) ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」(5年6月16日閣議決定) ・「成長戦略等のフォローアップ」(5年6月16日閣議決定)		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(施策Ⅲ-3)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化		担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、IT戦略室、市場分析審査課、証券検査課、 取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局総務課審判手続室 監督局証券課 企画市場局企業開示課
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。		目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要な不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第56条の2、第177条、第187条、第210条等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期:2023 年～2025 年)～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～(5年1月27日) ・2023事務年度金融行政方針(5年8月29日)
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること			政策評価実施予定時期 令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	
1 [主要] 有用情報の収集	市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積が重要であることから、測定指標として選定した。	
2 [主要] 市場の変化等の適切な把握・分析	高速取引行為者による取引の実態把握、上場会社による開示の充実に向けた取組への対応	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場の変化等の適切な把握・分析が重要であることから、測定指標として選定した。	
3 [主要] 証券モニタリングの適切な実施	金融商品取引業者等における適合性原則やデジタル化の進展等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証	令和5年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現のためには、証券モニタリングの適切な実施が重要であることから、測定指標として選定した。	
4 [主要] 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応	課徴金勧告納付命令を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局との連携	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明が重要であることから、測定指標として選定した。	
5 [主要] 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応	違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査による厳正な対応が重要であることから、測定指標として選定した。	

6	〔主要〕投資者被害事案に対する積極的な取組	金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、国内外に拠点を有し無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て	令和5年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の観点から、金融商品の不適切な販売・勧誘等に対する証券検査や、無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立てなど、投資者被害事案への取組みが重要であることから、測定指標として選定した。
7	〔主要〕非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化	市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応が重要であることから、測定指標として選定した。
8	〔主要〕情報発信の強化	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信	令和5年度	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図るためには、分かりやすい情報発信が重要であることから、測定指標として選定した。
9	〔主要〕デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化	取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進	令和5年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進が重要であることから、測定指標として選定した。
10	〔主要〕財務局との協働・連携の推進	財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施	令和5年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が重要であることから、測定指標として選定した。

事務事業に関連する 予算等の項目		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
		2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1)	証券取引等監視委員会一般事務費	40 (3)	33 (3)	32 (3)	28	8,10	・国内の財務局や海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組や海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	-
(2)	証券取引等監視経費 (証券取引審査経費)	2 (0)	2 (0.1)	2 (0.1)	2	1,2,7	・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。	-
(3)	インターネット巡回監視システム運用経費	14 (14)	18 (18)	15 (15)	14	1	・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	-
(4)	情報収集・分析態勢強化経費	14 (13)	16 (13)	16 (13)	15	1,2,8	・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。	0020

(5)	証券取引等監視経費 (課徴金調査等経費)	41 (21)	43 (21)	42 (34)	42	4,6,7	・不正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	-
(6)	証券取引等監視経費 (犯則調査経費)	39 (53)	39 (29)	47 (20)	44	5,7	・不正取引や開示規制違反のうち重大で悪質なものに対する犯則調査を行うためのもの。	-
(7)	デジタルフォレンジック関連システム経費	48 (44)	61 (70)	69 (43)	48	9	・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業(デジタルフォレンジック)を行うためのもの。	-
(8)	検査等一般事務費	17 (5)	20 (3)	20 (9)	20	3,6	・金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	-
(9)	市場監視総合システム経費	5 (4)	9 (2)	26 (25)	61	9	・市場監視業務の高度化・効率化を実現するための市場監視総合システムの刷新等を行うためのもの。	-
施策の予算額・執行額		218 (158)	241 (159)	269 (162)	275	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(横断的施策－1)

施策名	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応		担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、国際室、リスク分析総括課、フィンテック参事室(イノベーション推進室、資金決済モニタリング室、暗号資産モニタリング室、金融サービス仲介業室、電子決済等代行業室)、コンダクト監理官室、ITサイバー・経済安全保障監理官室 企画市場局 信用制度参事官室、市場課、企業開示課 監督局 総務課、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室	
施策の概要	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進し、また、金融サービスが、利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ特色ある機能を発揮し、個人や企業の利便性向上等を通じて、経済成長に資する形で持続的に発展するよう、金融機関やフィンテック事業者の支援を強化していく。		目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、金融サービスのデジタル化や金融機関のDXを推進、また、フィンテック事業者の支援を強化していくといった、デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施する必要があるため。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)(令和5年6月16日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定) ・2023事務年度金融行政方針(令和5年8月29日)等	
達成すべき目標	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応を実施することにより、金融行政の目標の実現(企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ)を図ること			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援	FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じフィンテック事業者等を支援することが重要であることから、測定指標として選定した。		
2 ミートアップの開催や、好事例の発信等を通じた金融機関のデジタル化・DX支援	左記測定指標に関するイベントの開催、金融機関等との対話や好事例の発信	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、我が国の金融機関の一層のデジタル化・DXを支援することが重要であることから、測定指標として選定した。		

3	[主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出	左記測定指標に関するシンポジウム・イベントの開催	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会を創出することが重要であることから、測定指標として選定した。
4	暗号資産の新規取扱いに係る事前審査の合理化	左記測定指標に関する所要の制度整備の実施	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、暗号資産の新規取扱いに係る事前審査を合理化することが重要であることから、測定指標として選定した。
5	暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	左記測定指標に関する税制改正要望	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、暗号資産の期末時価評価課税に係る見直しを行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
6	セキュリティトークンに関する事業環境整備	左記測定指標に関する所要の制度整備の実施	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、セキュリティトークンに関する事業環境を整備することが重要であることから、測定指標として選定した。
7	フィンテックに関する調査研究	左記測定指標に関する調査研究の実施	令和5年度	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化に戦略的に対応するためには、フィンテックに関する調査研究を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
8	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組	アカデミアと連携したデータ分析の実施	令和5年度	金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うため、学者等の研究者を専門研究員として採用し、金融庁職員との協働により調査・研究を行う。

請求・決済分野のデータ連携に関して官民一体となつての推進	左記測定指標に関する金融機関等への説明会の実施	令和5年度	金融機関の取引先企業のDXや生産性向上を図るためには、金融機関等への説明会を官民一体となって実施することが重要であることから、測定指標として選定した。				
事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) 金融デジタイゼーション関係経費	90 (57)	94 (75)	82 (70)	62	6.7	ITの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応し、フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくための経費	
(2) アカデミアとの連携強化に必要な経費	16 (6)	12 (0.3)	12 (5)	9	9	金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、金融行政上の重要な諸課題について、データ分析等を活用しつつ大学等の研究者と金融庁の職員が協働して研究を行うために必要な経費。	
施策の予算額・執行額	106 (63)	106 (75.3)	94 (75)	71	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	特になし	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(横断的施策－2)

施策名	サステナブルファイナンスの推進		担当部局名	総合政策局 総合政策課、総務課国際室 企画市場局 開示課	
施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。		目標設定の考え方・根拠	気候変動、少子高齢化等の社会的課題の重要性が増す中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の推進が不可欠となっている。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(5年6月16日閣議決定) ・成長戦略等のフォローアップ(5年6月16日閣議決定) ・サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書(5年6月30日公表)	
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 [主要]企業開示の充実	サステナビリティ開示の充実	令和5年度	経済社会の持続可能性に係る課題が自社の事業活動にどのようなリスクと機会をもたらすかを考え、対応戦略を練ることは、中長期的な企業価値の維持・向上に不可欠であり、またそれを開示することで金融の円滑化を図る必要があるため、測定指標として選定した。		
2 [主要]市場機能の発揮	データ基盤の整備、ESG評価の透明性・実効性の確保等	令和5年度	サステナブルファイナンス市場が健全に発展するためには、ESGデータの集約や質の確保に加え、投資家、資産運用会社、ESG 評価機関等がそれぞれ期待される役割を果たすことで、金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であるため、測定指標として選定した。		
3 [主要]金融機関の投融資先支援とリスク管理	アジアにおけるGXの推進、トランジションの国際発信等	令和5年度	気候変動対応に係る金融機関による国内外の投融資先支援やリスク管理は、金融機関の健全な経営を行っていくうえで、重要であるため、測定指標として選定した。		
4 [主要]その他の横断的課題	インパクト投資の推進、専門人材育成等	令和5年度	サステナブルファイナンスを推進するためには、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理といった各項目を横断する課題を包括的に検討することが重要であり、測定指標として選定した。		

事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) 委託調査謝金	-	-	25 (24)	-	3、4	地域脱炭素の実態把握や気候変動対応等に係る国際的なイニシアティブに関する委託費用。	0023
(2) サステナブルファイナンス 有識者会議出席謝金	-	-	3 (2)	2	1、2、3、4	サステナブルファイナンス推進に必要な施策等の議論を行う外部有識者により構成される会議の出席手当・旅費。	0023
(3) 委員等旅費	-	-	0 (-)	0	1、2、3、4	サステナブルファイナンス推進業務に係る職員の出張旅費。	0023
(4) 金融政策業務庁費	-	-	1 (1)	1	1、2、3、4	サステナブルファイナンス推進に必要な施策等の議論を行う外部有識者により構成される会議に係る速記業者への委託費用等の経費。	0023
(5) 気候変動リスクをはじめと する新たなリスクへの対応 に必要な経費	9.6 (0.3)	18 (10)	20 (28)	14	1、3	①サステナブルファイナンス促進を目的とした会合の主催、②サステナブルファイナンスに係る国内外の動向把握に必要な情報収集や委託調査、③サステナブルファイナンスに係る国際的な議論をリードするための国際会議等への参加に要する経費。	0024
施策の予算額・執行額	-	-	29 (28)	4	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(横断的施策－3)

施策名	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	担当部局名	総合政策局 総務課、リスク分析総括課 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、証券課	
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援など、金融面での対応を促していく。また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。更に、金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保するため、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。	目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す。 東日本大震災への対応については、復旧から本格復興・再生の段階に入り、復興を加速するとともに、被災地の経済全体の再生が課題となっている。金融庁としては、各種施策の活用状況及び金融面での支援状況等を確認していくとともに、金融機関による被災地の多様なニーズへの最適な解決策の提案・実行支援を促す。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害への対応についても、被災地の速やかな復旧・復興を進めていく観点から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（以下「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。）」等の活用を促進するとともに、金融機関が被災地における取引先企業のニーズへのきめ細かな対応を行うよう促す。なお、令和3年4月1日からは、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を自然災害被災者債務整理ガイドラインに統合し、同ガイドラインにおいて引き続き支援を実施していく。 コロナへの対応については、自然災害被災者債務整理ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（以下「コロナ特則」という。）により、コロナの影響により既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の生活や事業の再建のための債務整理支援を実施していく。 更に、サイバー攻撃の巧妙化等により、サイバーリスクは金融機関にとって重要課題の1つとなっていることを踏まえ、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、サイバーセキュリティの強化を促していく。 このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、システム障害、感染症、自然災害などの事象の発生により、未然防止策を尽くしてもなお中断が起こりうることを前提に、利用者目線に立ち、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減を担保する枠組み（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要であり、金融機関と対話を行い、ベストプラクティスの探求を促していく。 【根拠】 ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日） ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25年6月7日閣議決定） ・政府業務継続計画（首都直下地震対策）（26年3月28日閣議決定） ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン（26年3月31日） ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（27年3月31日閣議決定） ・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ（30年8月2日） ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ（令和元年11月7日、2年7月30日） ・令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ（3年7月30日） ・令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ（4年4月8日） ・国土強靱化基本計画（5年7月28日閣議決定） ・国土強靱化年次計画2023（5年7月28日国土強靱化推進本部決定） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）	
達成すべき目標			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	
1 [主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組	「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」などを踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	令和5年度	業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等を継続的に検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。	
2 [主要] 災害等発生時に備えた訓練	金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	令和5年度	関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。	
3 [主要] 業界横断の業務継続訓練の実施	訓練の実施	令和5年度	業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、態勢の実行性の向上を図るとともに、各行の対応状況を比較し、対応が遅れている銀行の底上げを図るため、指標を設定した。	
4 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加 金融機関数、情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	参加金融機関の拡大、適時適切な情報提供の実施	令和5年度	金融機関のサイバーセキュリティ強化において、当庁主催のサイバー演習への参加金融機関の拡大と、適時適切な情報提供は重要な取組であるため。	
5 [主要] オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けた金融機関との対話継続	金融機関とのヒアリングの実施	令和5年度	オペレーショナル・レジリエンスの確保に向けては、金融機関等との対話を通じ、ベストプラクティスの探求を促していくことが重要と考えられるため、指標を設定した。	
6 金融機能強化法（震災特例）に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	金融機能強化法（震災特例）について活用の検討を促すとともに、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表	令和5年度	将来を見据えた資本基盤の充実・強化を図ること及び国の資本参加を受けた金融機関に対して適切なフォローアップを実施することは、金融機関の健全性確保にも寄与すると考えられるため、指標を設定した。	

7	自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)の運用支援	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	令和5年度		当該ガイドラインの積極的な活用により、東日本大震災を含む自然災害による被災者(事業者及び個人)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地の復興に資することが期待されるため、指標を設定した。			
	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	令和5年度		各種災害等発生時に、フリーダイヤルで被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等のお取引に関する相談に応じることは、被災者等支援の観点から重要であるため、指標を設定した。			
事務事業に関連する予算等の項目		予算額計(執行額)		当初予算額	関連する指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号	
		2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) 金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費		76 (57)	76 (57)	87 (75)	91	4	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靱性を向上させるための経費	0025
(2) 自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費		24 (44)	24 (208)	98 (107)	88	7	東日本大震災を含めた大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナの影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者(個人債務者)が、自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)に基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等(報酬及び実費(郵送、交通、宿泊に要する費用))の補助。	0026
(3) 自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報に必要な経費		6 (5)	12 (0.3)	12 (0.2)	9	7	自然災害被災者債務整理ガイドライン(コロナ特則含む)の周知・広報に係る経費。	0026
(4) 災害フリーダイヤル経費		0.1 (3)	1.4(0.3)	1.1 (0.2)	1.1	8	各種災害等発生時に、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等のお取引に関する相談に応じるための経費。	-
施策の予算額・執行額		106.1 (109)	113.4 (265.6)	198.1 (182.4)		施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(横断的施策－4)

施策名	その他の横断的施策		担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、情報化統括室、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課	
施策の概要	基本政策(政策Ⅰ～Ⅲ)に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1(デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応)」、「横断的な施策－2(サステナブルファイナンスの推進)」及び「横断的な施策－3(業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応)」以外の施策の実施。		目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策に関する国際基準(FATF勧告)(平成24年2月策定) ・総合的なTPP等関連政策大綱(令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定) ・第4次対日相互審査報告書(3年8月30日公表) ・デジタル社会の実現に向けた重点計画(4年6月7日閣議決定) ・2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(4年8月31日) ・自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン(令和5年3月20日公表)	
達成すべき目標	基本政策に横断的に関係する施策(「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く)の実施により、金融行政の目標の実現(企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大、以下同じ)を図ること			政策評価実施予定時期	令和6年6月
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠		
1 [主要] 国際的なネットワークの強化	国際的なネットワークの強化に取り組む	令和5年度	国際的なネットワークを強化することで、金融行政の目標の実現に資すると考えられるため。		
2 [主要] マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む	令和5年度	国際的な要請として、FATF が求める水準までマネーローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を強化させていくことが求められているため。		
3 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	令和5年度	「規制改革実施計画」等に盛り込まれた規制・制度改革事項等について、検討を行い、規制・制度改革を推進する必要があるため。		

4	ノーアクションレター、一般 法令照会の受理から回答 までの処理期間	ノーアクションレター制 度等を利用した法令照 会への対応について、 所定の処理期間の遵 守を徹底するとともに、 可能な限り、その短縮 を図る	令和5年度	金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するためには、法令解釈等を速やかに確認できることが望ましく、当庁としてこれを後押しする観点からも、ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応として、正確性のみでなく迅速性にも配慮した取り組みを行っていくことが有益であると考えられるため。
5	金融庁デジタル・ガバメント 中長期計画の着実な推進	ガバメントソリューショ ンサービス(GSS)へ の移行に向けた具体 的な検討、各種プロ ジェクトに対する監理 体制の強化、デジタル 人材の確保・育成の取 組の推進等	令和5年度	金融庁デジタル・ガバメント中長期計画の着実な推進に係る達成状況を把握することができるため、目標として選定した。
6	金融庁の行政手続きの電 子化	マイナンバーカードに よる認証対応のための システム整備等の実施	令和5年度	マイナンバーカードによる認証対応のためのシステム整備等の行政サービス向上に資する取組を推進するため、目標として選定した。
7	金融機関のモニタリングに 利用するシステムの更改 に向けた取組の推進	次期システムの設計・ 開発を推進	令和5年度	金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改に当たって、利用者利便の向上に向けた取組などを着実に推進していくため、目標として選定した。

8	経済安全保障上の対応	経済安全保障推進法の円滑な制度開始に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、相談窓口を通じた関係事業者との丁寧な対話	令和5年度	金融業は、国民の経済活動を支える基幹インフラの一つであり、また大量の個人・企業の情報を保有する産業であることも踏まえて、インフラ機能の維持等に関する安全・信頼性を確保しつつ、金融サービスを高度化していくことが重要であるため、目標として設定した。				
事務事業に関連する 予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
		2年度 （百万円）	3年度 （百万円）	4年度 （百万円）				
(1)	金融政策推進に必要な経費 ーアジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費 ーグローバル金融連携センター経費	120 (54)	112 (33)	131	111	1	・アジア諸国等の新興国の金融当局との間での研修やハイレベル面会の実施等を通じた技術協力の実施に要する経費。 ・新興国の金融当局職員（研究員）に対するグローバル金融連携センターへの招へい・研修プログラムの提供に要する経費。	0028
(2)	経済協力に必要な経費 ー新興市場国を対象にした金融行政研修に必要な経費 ー国際開発金融機関協力経費	166 (158)	189 (187)	191	200	1	・新興国の金融当局者を対象とした研修事業の実施に要する経費。 ・各国際機関（OECD、IAIS、IOSCO）の新興国向け技術支援のための拠出金の拠出に要する経費。	0030
(3)	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策向上に必要な経費	0	53 (0)	648	0	2	・諸外国におけるマネロン等対策等に関する諸制度についての委託調査の実施に要する経費 ・マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業 ・継続的顧客管理に係る利用者の理解向上に必要な経費	0027
施策の予算額・執行額		286 (212)	354 (220)	970	311	施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） 特になし		

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(金融庁の行政運営・組織の改革－1)

施策名		担当部局名	
金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化		総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、リスク分析総括課 企画市場局 総務課 監督局 総務課	
施策の概要		目標設定の考え方・根拠	
金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。		金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針(平成30年7月4日) ・2022事務年度金融行政方針～直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ～(令和4年8月31日)	
達成すべき目標		政策評価実施予定時期	
金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上		令和6年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 [主要] 各種有識者会議の積極的活用	有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確に反映	令和5年度	有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されることが重要である。金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たにに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的に実施することが必要であることから、左記測定指標を選定した。
2 [主要] 第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施	内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確に反映	令和5年度	業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価や職員アンケートによる自己評価を毎年実施し、検査・監督などの金融行政の質の向上を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
3 [主要] 実効的・効率的なデータ収集・管理の枠組みの整備	高粒度データの定期収集の段階的な開始、及び対象金融機関の拡大の検討	令和5年度	日本銀行と連携して実施した、新しいデータ収集・管理の枠組み(共同データプラットフォーム)の実証実験結果を踏まえ、法人貸出明細等の高粒度データの定期収集を段階的に開始し、順次対象金融機関の拡大の検討を進めていく必要があるため、左記測定指標を選定した。
4 [主要] データ分析の可視化、ツール化	金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討	令和5年度	個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靱性・脆弱性を的確に把握する観点から、データ分析を深化させ、こうした分析結果を可視化・ツール化することで、金融機関との対話・モニタリングを高度化に係る検討を進めることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
5 金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた情報の多角的な分析と実態把握	モニタリング部門への結果還元	令和5年度	金融サービスの利用者から相談窓口寄せられた利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、その結果を適時にモニタリング等に活用することが重要であることから、左記測定指標を選定した。
6 [主要] 金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	令和5年度	金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、当庁の施策等に係る情報発信の程度を示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。

7	金融庁公式X(旧Twitter) (日本語版アカウント、英語版アカウント)のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化	当庁の施策等について、X(旧Twitter)等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	令和5年度	金融庁公式X(旧Twitter)のフォロワー数、いいね数は、当庁の施策等についての関係者への広がり及びその反応を示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。また、その他のSNSによる情報発信の強化にも取り組んでいることから、同様の件数等を測定指標として設定した。				
	[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況	財務局とのさらなる連携・協働の推進	令和5年度	金融行政の政策実現のためには、財務局とのさらなる連携・協働の推進が不可欠であることから、当該取組状況を測定指標として設定した。				
	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組【再掲(横断-1)】	アカデミアと連携したデータ分析の実施	令和5年度	金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うため、学者等の研究者を専門研究員として採用し、金融庁職員との協働により調査・研究を行う。				
事務事業に関連する予算等の項目		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
		2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)			
(1) アカデミアとの連携強化に必要な経費【再掲(横断-1)】		—	—	—	—	9	金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、金融行政上の重要な諸課題について、データ分析等を活用しつつ大学等の研究者と金融庁の職員が協働して研究を行うために必要な経費。	0022
施策の予算額・執行額		—	—	—	—	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		特になし

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令4(金融庁の行政運営・組織の改革－2)

施策名	検査・監督の質の向上				担当部局名	総合政策局 リスク分析総括課		
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。				目標設定の 考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」(規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか)、「過去から未来へ」(過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか)、「部分から全体へ」(特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか)と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日) ・2023事務年度金融行政方針(令和5年8月29日)		
達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。				政策評価実施予定時期	令和6年6月		
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
1 [主要]「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況 検査・監督の品質管理の実施状況	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。		令和5年度		金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが重要であるため。			
事務事業に関連する 予算等の項目	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	項目の概要等		令和4年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 (百万円)	3年度 (百万円)	4年度 (百万円)	5年度 (百万円)				
金融機関等検査経費	5 (9)	5 (5)	5 (5)	5	1	金融庁のモニタリングに対する外部評価を行う経費		0001
施策の予算額・執行額	5 (9)	5 (5)	5 (5)	5	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		特になし	

令和5年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令5(金融庁の行政運営・組織の改革－3)

施策名	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革				担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、情報化統括室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課		
施策の概要	さらなる組織活性化に向けて、①職員の能力・資質の向上、②職員の主体性・自主性を重視した枠組みの一層の活用、③誰もがいきいきと働ける環境の整備などのための取組を継続・拡充する。				目標設定の考え方・根拠	金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（30年7月4日、令和4年3月28日改訂） ・2023事務年度金融行政方針（5年8月29日）		
達成すべき目標	全ての職員の能力・素質や仕事のやりがい・意欲の向上を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。					政策評価実施予定時期	令和6年6月	
測定指標	目標	目標年度		測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠				
1 [主要]専門人材育成の取組状況	専門人材育成の枠組みのさらなる整備	令和5年度		上記目標の達成のためには、金融行政各分野における高度な専門人材の存在が不可欠であることから測定指標として設定した。そうした専門人材の育成が適切に行っていくためには、そのための枠組みを不断に整備していくことが必要であることから、左記の通り目標を設定した。				
2 [主要]職員の主体性を重視した枠組みの活用状況	職員が主体性を発揮できる環境のさらなる整備	令和5年度		上記目標の達成のためには、職員の主体性・自主性を重視した組織文化の実現が不可欠であることから測定指標として設定した。そのためには、より多くの職員が、主体的な取組を支えるような枠組みに参加できる環境が重要であることから、左記の通り目標を設定した。				
3 [主要]業務の合理化・効率化の取組状況	業務のさらなる合理化・効率化	令和5年度		上記目標の達成のためには、職員の実情に応じた柔軟な働き方を実現することで、職員の生活の質を高め、業務の質の向上につなげることが重要であることから測定指標として設定した。そのためには、これまで行ってきた業務の合理化・効率化のための取組を継続・拡充していくことが重要であることから、左記の通り目標を設定した。				
4 [主要]適切なマネジメントに向けた取組状況	マネジメント力向上に向けた取組の継続・拡充	令和5年度		上記目標の達成のためには、適切なマネジメントに基づく業務運営が行われることが必要であることから測定指標として設定した。そのためには、常に幹部職員等のマネジメント力を図っていくことが重要であることから、左記の通り目標を設定した。				
事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）				当初予算額	関連する指標	項目の概要等	令和5年 行政事業レビュー 事業番号
	2年度 （百万円）	3年度 （百万円）	4年度 （百万円）	5年度 （百万円）				
-	-	-	-	-	-			-
施策の予算額・執行額	-	-	-	-	施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	特になし		